

野田市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野田市総合教育会議運営要項第4条の規定に基づき、野田市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴の受付で傍聴券の交付を受け、職員
の指示に従い、入室しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議開始予定時刻の15分前からこれを行う。

3 傍聴人の定員は、会議の開催場所の収容人数等を考慮して定めることができる。ただし、市長が必要と認めた場合には、この限りではない。

4 傍聴の受付は、先着順とする。

5 傍聴人は、傍聴を終えたときは、速やかに傍聴券を傍聴の受付に返却しなければならない。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、傍聴を認めない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) その他市長において傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守し、市長の指示に従って静かに傍聴しなければならない。

(1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談話、拍手その他騒ぎ立てる行為等をしないこと。

(3) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、市長の許可を受けたときはこの限りでない。

- (4) 携帯電話の電源を切ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(会場の秩序維持)

第5条 傍聴人は、会場においては、市長又は職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退出)

第6条 市長は、傍聴人がこの要領に違反した場合は、これを制止し、傍聴人がその命令に従わないときは、その者に退室を命じることができる。

2 市長は、会議を非公開とした場合は、すべての傍聴人を退室させる。

3 前2項の規定により退室を命じられた者は、速やかに退室しなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和4年4月27日から施行する。